

## 基本理念：認めあい、つなぎあい、支えあうまち 東村山

地域包括ケア推進計画 (第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)			取り組み状況(平成28年度末時点)	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
みんなでつながり、参加する東村山の福祉	(1) 高齢者の社会参加・交流の促進	① 自主グループ活動への支援	地域における多様な活動を支援するために、圏域別の「元気アップマップ」を作成し、市報に織り込み全戸に配布した。 また、生活支援活動団体に対する補助規則を制定して、地域における介護予防等活動団体に対する運営費の補助を図った。	圏域別の元気アップマップは今後も継続して発行する。
		② 高齢者の社会参加・交流を支援する場の提供	脳トレと軽体操、仲間づくりの要素を取り込んだ「脳の元気アップ教室」シルバー人材センターに委託して開催。また市民ボランティアの支援協力を得て「ふまねっと」を開催した。 住民活動の場に介護予防の専門職を派遣する出張型の介護予防事業を開始した。	脳の元気アップ教室は、市内の社会福祉法人から会場の提供を受け、市内3カ所で展開する予定である。また、ふまねっとはNPO法人に委託することで、高齢者である市民サポーターが運営に参加することが可能になった。このような市民の力により実施する事業を展開していくこととする。
		③ 老人クラブ活動の支援の継続	補助金の適切な執行、会計担当者の負担軽減を目的として補助金の執行に係る手引きを作成した。 単位クラブによる「健康活動・友愛活動・奉仕活動」(全国三大運動)を中心とした活動を「東村山市老人クラブ連合会」と連携し、支援した。	補助金を受け活動する団体としての責務を伝え、適切な事業展開が出来るよう支援する。 他市における老人クラブの活動を聴取し、参考事例としてフィードバックする。
		④ 長寿を共に祝う会の継続	市内在住宅の77歳以上を対象として、長寿を共に祝う会を開催した。平成22年度以降、各町の考え方にに基づき、長寿を共に祝う会の開催に替えて対象者への個別の記念品配布を行う町が出てきているが、参加招待状の送付件数は年々増加している。	基本的には現在の事業実施方針で継続するが、高齢者数の増、実施会場の収容人員等を踏まえつつ、各町で無理なく開催できるよう実施のあり方を継続して検討する。
		⑤ シルバー人材センターの事業活動の支援	平成27年度に引き続き介護予防事業の実施を委託。また総合事業の訪問型サービスも委託した。「仕事」を通じた、高齢者が高齢者を支えるモデルとなるよう、事業の展開を支援した。	介護予防事業は担い手として定着している。 シルバー人材センターに委託し実施している訪問型サービスの利用率が低迷している。あり方を検討し、効率的・効果的な事業展開を図りたい。
(2) 協働による地域福祉体制の推進	① 計画推進体制の再構築	地域包括ケアシステムを構築・推進するため、27年度から介護保険制度の事業と、一般高齢者施策を一体的に議論できるよう、会議体を再編し、地域包括ケア推進協議会に統合した。また27年度から医療・介護連携推進委員会を立ち上げ、医療介護連携に係る継続的な議論を開始した。 28年度は地域包括ケア推進協議会を3回、医療介護連携推進委員会を4回開催した。	引き続き、主要なテーマに応じて会議を開催し議論していく。	
		② 地域ケア会議の充実	平成26年度に地域ケア会議に係る実施方針を定め、さらには、模擬的な地域ケア会議を持ち回りで開催し、会議運営方法の向上・平準化を図った。 国都の動向を踏まえ、地域ケア会議の機能や位置付けを検討した。	地域ケア会議と生活支援体制整備事業に位置付けられた「協議体」とが、重複した役割を負わぬように調整する。

## 基本理念：認めあい、つなぎあい、支えあうまち 東村山

地域包括ケア推進計画 (第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)			取り組み状況(平成28年度末時点)	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供	(1)相談支援体制の強化	①地域包括支援センターによる相談対応の強化	地域包括支援センターネットワークシステムを活用し、各地域包括支援センターと高齢介護課の連携強化を図り、相談業務の効率化に努めた。24時間365日受付ができる相談窓口を開催しつつ、加えて出張説明会や講座を市内各地で実施し、身近で相談しやすい体制を築いた。市民課と協力して、転入者に地域包括支援センターのチラシを配布し、相談窓口の周知を図った。	高齢介護課、健康増進課の担当職員と地域包括支援センターの職員により構成される課題別検討会議を設け、対応力を向上させる。
		②相談に関するスキルの向上と環境整備	課内研修を行い、課職員の共通理解、説明スキルの平準化に努めた。出張説明会における説明者を複数の職員が経験することにより、副次的な要素として職員の説明スキルが向上した。	引き続き、課内研修、外部の専門研修等の機会を通じて、スキルアップに努めていく。
住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり	(1)住み慣れた地域で高齢者を支えるサービスの充実	①情報提供に関する取り組みの充実	新たな取り組みとして図書館の返却期限票に地域包括支援センターの広報を印刷し配布した。平成28年5月26日に65・66歳を主な対象として介護保険制度説明会を開催、285名が参加。28年10月、市内13町においてまち別出張説明会を開催、91名参加。「包括別のチラシ」「まち別元気アップマップ」を作成、配付した。「元気アップマップ」「元気のじかん」を作成、市報と同時に全戸配布した。	庁内の連携に留まらず、民間企業等と協働し多種多様な情報提供を進めたい。市民説明会、出張説明会等は継続して実施する。
		①地域包括支援センター事業の展開	各地域包括支援センターと市が合同で協議し、共通の、また包括別の重点目標を設定し、その達成に向けて事業を実施している。平成28年度には生活支援コーディネーターを各包括に1名ずつ配置。学識経験者に、研修と包括の活動を実践を監督を依頼し、技能向上に努めた。	昨年度同様に連続研修を開催する。
		②介護予防・日常生活支援総合事業への移行	平成28年4月に移行完了。大きな混乱もなく円滑に新事業が実施できた。	平成27年度、28年度と継続して実施している出張説明会を継続して実施する。
		③家族介護者教室及び家族介護者の集い(らくらっく)の継続	介護知識の習得や交流の場を目的とした家族介護者教室や、家族介護者の集いを実施した。加えて、家族介護者の集いを支援する家族介護者サポーター養成講座を実施した。	平成29年度は利用者がほとんどなかった会場を一時閉鎖し、開催場所や時間を検討し、再開を図るよう検討する。
		④医療と介護の連携の推進	医療介護連携推進委員会を4回開催した。在宅療養支援窓口の平成29年度中の開設に向けて、窓口のあり方・設置場所・設置機関等について検討した。歯科医療機能連携事業を継続実施した。	在宅療養支援窓口について具体的な運用方法を定め、開設する。歯科医療機能連携事業を継続実施する。
		⑤認知症施策の推進	平成27年度より基幹型包括支援センターに配置した認知症支援コーディネーターを中心に、認知症の早期発見・早期診断につなげる体制づくりを図った。認知症地域支援推進員および医療介護連携推進委員会を中心に認知症ケアパス案を検討、作成した。認知症初期集中支援チームの設置に向けた検討、医療機関等との調整を行った。	認知症支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームが連携・協力し、認知症が疑われる方や認知症の方に対する早期受診、早期診断等を行っていく。
⑥高齢者等生活支援ホームヘルプサービス事業の継続	介護保険要介護等認定非該当者に対する家事援助サービス。総合事業の実施に伴い事業廃止。	総合事業に移行済み。		

## 基本理念:認めあい、つなぎあい、支えあうまち 東村山

地域包括ケア推進計画 (第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)			取り組み状況(平成28年度末時点)	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
		⑦高齢者紙おむつ代支給事業の継続	高齢者紙おむつ代支給事業として在宅の要介護高齢者の介護等に必要なおむつの購入費(1月～12月購入分)に対して助成金(上限24,000円/年)を交付し、その家庭における経済的負担の軽減を図った。平成28年度は228人を対象に助成金を交付した。	継続実施
		⑧長寿記念品贈呈事業の継続	米寿(88歳)および100歳を迎える方を対象に、長寿記念品(88歳:5,000円相当 平成28年度対象者数549人 100歳:25,000円相当 平成28年度対象者数26人)を贈呈し、その長寿を祝うとともに敬老の意を表すことを目的とした事業として実施した。100歳を迎える方に対しては市長の訪問による祝状および記念品の贈呈を行った。	継続実施
		⑨移送サービスの支援の継続	福祉有償運送事業について、市ホームページへの掲載を継続し、周知を図った。	事業周知を継続するとともに、事業者からの相談に応じ、更新登録申請等を支援していく。
(2)地域における高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築		①老人相談員事業の継続	70歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者世帯を対象に、老人相談員が訪問して緊急連絡先調査を行い、名簿を作成する。名簿をもとに年間を通じて見守り活動を実施した。また、名簿情報を老人相談員、市及び地域包括支援センターで共有し、見守り・相談活動への活用を図った。 老人相談員の欠員地区については、市または地域包括支援センターで緊急連絡先調査を行い、名簿を作成。相談機関として担当包括の紹介を行った。	近年増加する高齢者に比例して、老人相談員の負担が増加していることから、対象年齢の引き上げ等の検討、地域包括支援センター等関係機関との連携強化、地域の見守り活動団体等とのネットワークの構築、などを行うことで、継続性のある事業とする。 同時に、災害時要援護者台帳等、類似のシステムとの関係を整理する必要がある。
		②高齢者配食サービス事業の見直し	食の自立支援の観点から、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに基づく配食サービス(月～金の週5回、1食につき自己負担額550円、食事提供時の安否確認)を継続して実施した。緊急時には地域包括支援センター等の関係機関と連絡調整を図った。	配食サービス事業のあり方について、見直しの方向性を検討していく。
		③高齢者見守り事業の継続	高齢者の見守り活動を行う機運が高まった地域においては、事業実施計画や会則、パンフレット作成等の事務的な支援も行い、高齢者見守り団体等補助事業を円滑に活用できるよう働きかけている。 平成28年度については補助規則を見直した。これにより団体の立ち上げ支援だけでなく、運営費用への助成も可能になった。また、見守り活動に特化せず、広く地域の高齢者を支える活動団体に対しても活動費の補助ができるよう制度変更した。	今後も高齢者見守り団体の支援を継続していく。
		④高齢者緊急通報システム事業の継続	緊急の事態に陥った時に通報ボタンを押すことで、委託先の民間警備事業者を通じて東京消防庁に通報する事業を継続して実施した。	民間警備事業者による事業を継続し、日常生活を営む上で常時注意を要する方に対する生活の安全確保を図る。
(3)権利擁護支援体制の充実		①認知症高齢者等の権利擁護の充実	認知症声かけ訓練や市民向けの認知症サポーター養成講座を企画・実施した。	継続実施
		②成年後見制度の周知と市民後見人制度導入の検討	成年後見制度および地域福祉権利擁護事業の積極的な推進、周知を図った。 また、経済悪化等により後見人報酬の負担が困難な方が成年後見制度を利用できるようにするための成年後見人報酬助成制度の利用があり、活用が見られた。 市民後見人の養成を行い、6名を登録した。	継続実施

## 基本理念：認めあい、つなぎあい、支えあうまち 東村山

地域包括ケア推進計画 (第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)			取り組み状況(平成28年度末時点)	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
福祉を推進していくためのまちづくり	(1)地域に暮らし続けるための環境整備	①地域密着型サービス事業所の整備・充実	中部圏域における認知症対応型共同生活介護の整備に向けて、補助協議を行った。北部圏域において認知症対応型共同生活介護の整備を行っていく方向性を定めた。28年度からの小規模通所介護の地域密着型通所介護への移行に関して、指定事務等を適切に対応した。	中部圏域における認知症対応型共同生活介護の整備については、適宜進めていく。北部圏域における認知症対応型共同生活介護の整備については、公募、選考を行う。
		②高齢者の住まいへの対応	設置を検討している事業者からの相談に応じ、事業の概要を聴取するとともに、市の計画や地域の状況について説明した。具体的な整備段階にある事業者からの相談に対しては、事業計画を聴取した上で、一定の条件を付すことで対応した。	有料老人ホーム等を含め、高齢者向けの住まいの提供について検討し、市の方針を定めていく。
		③高齢者住宅事業(都営住宅内シルバーピア)の生活相談機能の強化	管理業務にとどまらない生活相談等の必要性を考慮し、ワーデンと呼ばれる常駐型管理人による管理から、生活相談の機能を有したLSA(ライフサポートアドバイザー)への転換を順次図ってきた。	平成28年度で完全転換完了。
		④バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	バリアフリー新法や東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、事業者からの相談に応じ、必要に応じて調査を行った。また、庁舎等自動ドア音声ガイダンスの設置や、秋津文化センターバリアフリー化工事等を行った。	継続実施
福祉を推進していくためのまちづくり	(2)介護サービスの質の向上と介護給付の適正化	①介護サービス事業者への助言、支援	事業者に対して運営に資する情報提供、必要な事務連絡等を行い、特に平成28年度は居宅介護支援、通所介護に対し集団指導を行うなど助言、支援を行った。また、居宅介護支援事業者等からの相談に対し、必要に応じて事業者作成のケアプランやサービス計画書等を基準に照らし合わせて確認し、助言や支援した。	継続実施。 集団指導については、居宅介護支援、訪問介護を対象とする予定である。
		②介護給付適正化の取り組みの推進	◆要介護認定の適正化 遠隔地以外の認定調査をすべて市所属の認定調査員及び職員が直営で行い、認定調査結果の点検を全件実施した。 認定調査員の現任研修として、職員による調査の同行研修を実施。 ◆ケアプランの点検…ケアプランが利用者の自立支援に資する適切なものであるかに着目し作成した『東村山市版ケアプラン点検アセスメントシート』を活用し、点検を実施した。 ◆住宅改修等の点検…住宅改修・福祉用具購入申請全てに、事前の電話確認・書類審査を実施した。 電話確認・書類審査の全件実施に加え、住宅改修の施行状況や福祉用具の必要性や利用状況等の確認のため、平成28年度は1件訪問調査を実施した。 住宅改修等の点検の継続実施と、福祉用具の同一品目ので複数貸与している事例の点検を行った。 ◆介護給付費通知…在宅サービス利用者に対し、給付費通知を年2回(28年10月、29年2月)送付した。分かりやすい通知となるよう、問い合わせのあった内容を活かした「通知の見方」を同封した。 ◆縦覧点検・医療情報との突合…国保連からの情報をもとにサービスの内容や給付日数等の情報の整合性を点検し、誤った請求や重複請求の防止に関して指導し、不適切な給付に関しては、返還を求めた。	継続実施

## 基本理念：認めあい、つなぎあい、支えあうまち 東村山

<b>地域包括ケア推進計画</b> (第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)			取り組み状況(平成28年度末時点)	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み		
		③介護サービス事業所に対する実地指導及び集団指導の推進	<p>東京都福祉保健財団を活用した実地指導(12回)、都の実地指導への同行(2件)、市単独の実地指導(2回)を行った。</p> <p>東京都福祉保健財団を活用した実地指導対象サービスを拡大し、福祉用具貸与事業所に対する実地指導を行った。(12回のうちの1回)</p> <p>実地指導におけるよくある改善事項やトラブルのあった事例を参考に、居宅介護支援事業者、通所介護事業者に対し、それぞれ1回、集団指導を実施した。</p>	<p>東村山市に指定権限のある地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護に実地指導を予定している。</p> <p>実地指導におけるよくある改善事項やトラブルに発展した事例等を参考に、集団指導を実施する。</p>
	(3)地域における防災体制の整備	①避難行動要支援者(災害時要援護者)の支援対策の推進	<p>平成24年12月に開始した、要援護者に対する地域のつながりづくりや緊急時の支援に活用するための要援護者台帳(手上げ方式)への登録を継続して実施している。また、一部地域でモデル的に名簿登録者への訪問を行った。</p> <p>申請書を、要介護認定結果通知と同封することで、制度の周知と登録の促しを行った。</p>	<p>今後も継続して実施するとともに、高齢者緊急連絡先名簿等、他のシステムとの関係を整理する必要がある。</p>